

# 第1回 制度設計専門会合 事務局提出資料 ～小売営業に関する論点について～

---

平成27年10月9日（金）



電力取引監視等委員会  
Electricity Market Surveillance Commission

## 1. 小売営業に関する各種論点の全体像

---

# 小売営業に関する各種論点の全体像（1）

- ◇小売営業に関しては、来年4月から、家庭向けの電力販売について多様な小売電気事業者の参入が可能となることから、以下のような論点について需要家保護の観点から検討を行うことが必要。
- ◇これらのうち、電源構成等の情報の開示、許容すべきでないビジネスモデルの明確化、の2点について、従来より議論となっており、本日の専門会合で重点的に議論を行う。

## 1. 小売営業一般についての論点

### （1）需要家への情報提供

#### ①一般的な情報提供

- ・「標準メニュー」の公表
- ・料金請求時の根拠の明確化
- ・不当な情報提供の制限
- ・小売電気事業者等以外の者による情報提供
- ・電源構成等の適切な開示

#### ②契約に先だって行う説明や書面交付

- ・説明義務、書面交付義務
- ・セット販売時の説明・書面交付における料金の説明
- ・電源の特性について条件を付す場合の扱い

### （2）営業・契約の形態

- ・代理店等に対する説明義務等
- ・許容すべきでないビジネスモデルの明確化
- ・媒介、代理、取次を業として行う者の営業活動の在り方

### （3）契約の内容（料金等）

- ・電気料金の設定方法の明確化
- ・不当な解約制限に関する事項（不当な違約金など）
- ・特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格設定の制限

### （4）苦情・問い合わせへの対応

- ・苦情・問い合わせへの対応義務
- ・停電に関する問い合わせ対応

### （5）契約の解除

- ・需要家の発意による契約解除時の手続関係
- ・小売電気事業者の発意による契約解除時の手続関係

# 小売営業に関する各種論点の全体像（2）

- ◇市場支配的小売電気事業者については、前頁の論点に加え、以下のような論点も存在。
- ◇これらの多くは公正取引委員会と経済産業省が共同で定めている「適正な電力取引についての指針」で既に一定のルールが定められているもの。これらについては、小売全面自由化に伴う電気事業類型の見直しに対応するために必要な改正を行い、市場支配的小売電気事業者に対して引き続き現在同様のルールを適用する方向で検討を進めることとし、加えて、追加すべき項目についても検討を行う。

## 2. 市場支配的小売電気事業者についての論点

※いずれの項目も「問題となる行為」について記載

### （1）新規参入者への対抗

- ・新規参入者と交渉中の需要家にのみ標準メニューより著しく低い料金を提示すること（※）
- ・新規参入が進んでいる地域にのみ著しく低い料金を提供すること
- ・コストを著しく下回る料金で供給すること
- ・送配電事業を通じて知った情報を用いて、新規参入者と交渉中の需要家に対して営業活動を行うこと（※）

### （2）「戻り需要」への不当な対応

- ・新規参入者に切り替えた需要家が自社に戻る際に、不当に高い料金を適用すること（※）
- ・新規参入者に切り替えた需要家が自社に戻る際には自由料金メニューを提供しないなど不当な制約を課すこと

### （3）新規参入者への切替えの妨害

- ・需要家に対し、取引の停止を示唆するなどの方法で新規参入者からの供給を断念させること（※）

### （4）セット販売における行為

- ・電気とそれ以外の商品をセット販売する際に、コストを著しく下回る料金で提供すること

（備考）「※」印の項目は、現行の適正取引ガイドラインにおいて既に規定されているもの。

## 2. 需要家への情報提供

---

- ◇需要家が電力会社や電源を選択できるようにすることは、電力システム改革の目的の一つ。
- ◇需要家の選択に資するよう小売電気事業者が需要家に対して情報提供を行うことは、需要家保護と競争促進の双方の観点から重要。総合資源エネルギー調査会の第13回制度設計WGでは、小売電気事業者による「標準メニュー」の公表を望ましい行為と位置づけることなどに関し、事務局から提案されているところ。また、電源構成の情報の提供については、継続検討課題とされている。（9ページ以降で詳述）
- ◇これまでの制度設計WGにおける検討成果も踏まえ、需要家への情報提供に関する詳細事項について検討を深めることが必要（次ページ以降の（1）～（6）参照）。

## 1. 需要家への情報提供の意義

- 小売電気事業者が需要家に対して積極的かつ適切な情報提供を行うことは、需要家が多様な選択肢を比較検討した上で選びやすくなるという点で、**需要家利益に資する**とともに、**小売電気事業者間の競争の促進**にもつながる。
- また、料金メニューなど契約条件については、適切な情報提供により**需要家が契約条件を理解した上で契約を締結することが需要家保護の観点から特に重要**であり、第2弾改正電気事業法で契約時の説明・書面交付が義務化されている。

### （参考）電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）

「需要家が供給者や電源を選択できるようにし、小売市場における競争を促すため・・・家庭等の小口部門への参入を全面的に自由化する。」

## 2. 需要家への情報提供に関する検討事項

### (1) 「標準メニュー」の公表

【第13回制度設計WGでの事務局提案】

需要家が料金水準の適切性を判断しやすいよう、低圧需要向けの定型的なメニューを「標準メニュー」として公表することを、全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」と位置付けることとしてはどうか。

(備考) 上記提案は「望ましい行為」として位置付けるというものであり、特定の需要家については割引料金を適用するなど、「標準メニュー」以外の供給条件で契約を締結することまでは否定されていない。



- 料金比較が困難な場合に生じる問題（相場より著しく割高な料金で契約してしまうなど）が生じやすいのは低圧需要家であることから、上記提案では、標準メニューの公表を「望ましい行為」とするのは低圧に限っているが、少なくとも市場支配的な小売電気事業者については、公正な競争が行われているかどうかを需要家や他の事業者が確認しやすいよう、高圧以上についても「標準メニュー」を広く一般に公表することが望ましいのではないか。（※現行の適正取引ガイドラインにおいても一般電気事業者について「望ましい行為」とされているところ）



- 定型的なメニューがあれば「標準メニュー」として公表する、という上記の考え方とどまらず、①複数事業者間の比較を容易にするために、平均的な電力使用量における月額料金を示すことを「望ましい行為」とする、②料金メニューの体系を分かりやすいものにすることを「望ましい行為」とする、といった方策も考え得るが、a)消費者の選択のしやすさ、b)消費者の幅広い選択肢の確保、c)事業者の創意工夫といった観点を踏まえ、こうした方策についてどのように考えるか。

## 2. 需要家への情報提供に関する検討事項（つづき）

### （2）料金請求時の根拠の明確化

#### 【第13回制度設計WGでの事務局提案】

需要家が料金水準の適切性を判断しやすいよう、料金請求の根拠となる使用電力量(kWh)等の情報を需要家に示すことを、全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」と位置付けることとしてはどうか。



- 上記の事務局提案では使用電力量(kWh)等の情報を需要家に示すことを「望ましい行為」としていたところであるが、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報については、HEMSの設置などが行われない限り、消費者が自ら把握することは困難であることから、請求された料金が正しいかどうかを消費者が判断できるよう、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を需要家に示さないことを、全ての小売電気事業者にとって「問題のある行為」と位置付けることとしてはどうか（具体的方法としては、請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能とすることを想定）。

（備考）時間帯別料金の場合には、時間帯ごとの使用電力量などについても記載することが必要となる。

### （3）不当な情報提供に関する事項

#### 【第13回制度設計WGでの事務局提案】

「当社の電気は停電しにくい」など、誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとするのを、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

## 2. 需要家への情報提供に関する検討事項（つづき）

### （4）小売電気事業者（及びその代理店等）以外の者による情報提供



- 複数事業者の料金メニューの比較サイトなどのように、小売電気事業者やその代理店等以外の者が、料金メニューなどについて需要家への情報提供を行うことも想定される。こうした比較サイトなどで需要家の誤解を招くなど問題になり得る情報提供が行われていることを小売電気事業者が把握した場合には、速やかに当該情報の訂正を働きかけることを「望ましい行為」としてはどうか。

### （5）電源構成情報の開示

次ページ以降で  
詳細検討

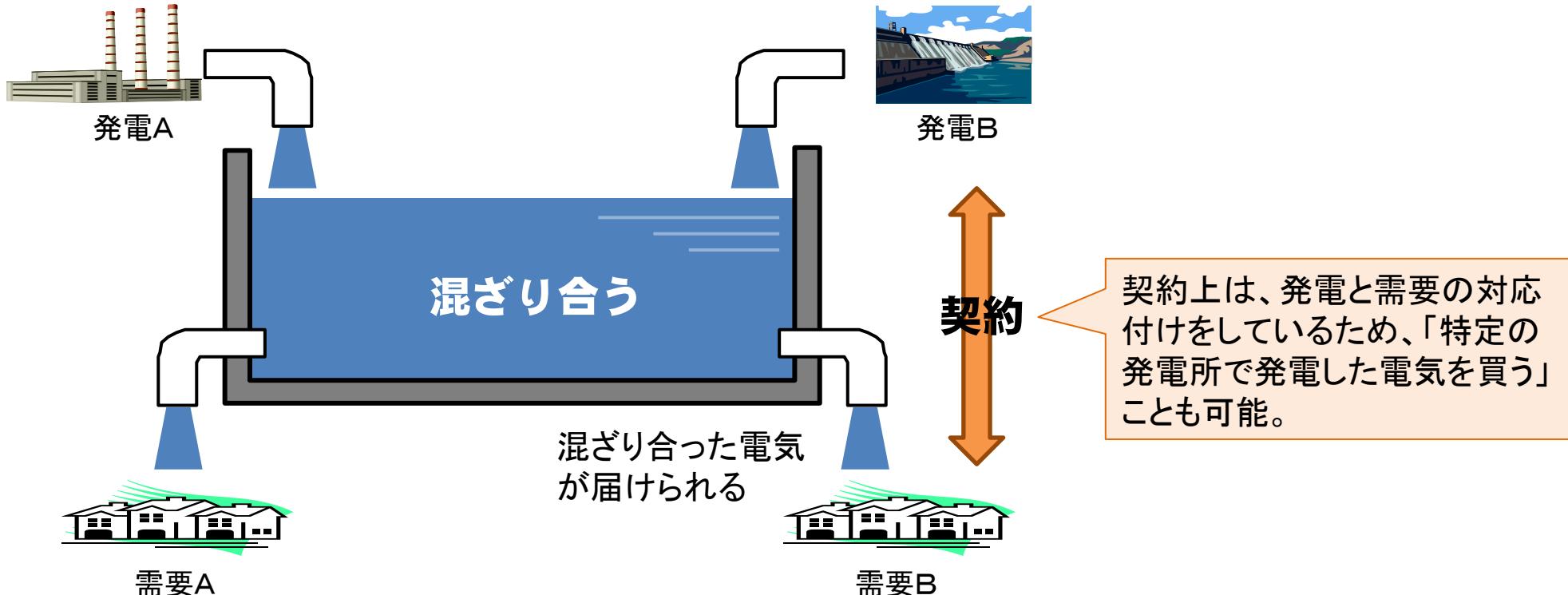
### （6）セット販売時の説明・書面交付における料金の説明

19ページで  
詳細検討

# 電源構成等の適切な開示①（「電源構成」の意味について）

9

- ◇送配電網を使って電気を流す場合、ある発電所の電気は他の発電所からの電気と物理的に混ざることとなる。このため、需要家が**実際に供給を受ける電気は全て均等の性質を有しております（※）**、**需要家が、物理的に特定の発電設備から電気の供給を受けることはできない。** ※この均等な性質ゆえ、電源構成は 電気供給役務の質、用途その他の内容には当たらず、消費者契約法上の「重要事項」に該当しないのではないかと考えられる。
- ◇そのため、電源構成等について小売電気事業者が開示を行う際には、**契約上・取引上、個別の電源から電気を買うということを観念的に擬制した上で、当該事業者が調達した電気を発電している発電所の電源構成を、当該小売電気事業者の電源構成として定義することになる。**
- ◇なお、瞬時瞬時に需給のバランスが変化する電気の特性から、電源構成等も瞬時瞬時に変化することとなるため、電源構成等を示す際には、算定期間を特定する必要がある。



◇電源構成等の情報を開示することについては、これまでの制度設計WGでも様々な議論があったところ、具体的には以下のような意義と懸念点が考えられる。

## 1. 電源構成等の開示の意義

- 需要家が、個々の小売電気事業者が、契約上どのような電源を調達しているかを把握したうえで事業者を選択するなど、**小売電気事業者の契約電源の状況に着目した選択**を行いやすくなる。
- その結果として、**料金水準以外の面（価格の安定性、契約電源の環境価値・自給率など）**を**差別化要素とした競争**が生じることが期待される。

## 2. 電源構成等の情報の開示に関する懸念点

- 電源構成は需要家が物理的に供給を受ける電気とは異なる一種の擬制の上で算定されるもので、実際に供給を受ける電気の質とは無関係であるが、**これらの点について需要家に誤解が生じるおそれ**がある。
- 過去の電源構成を示しても、今後の事業者の電源構成は保証されない一方、電源の調達計画を開示しても、過度に計画の順守を求めれば、事業者の弾力的な電源調達に支障を来すおそれがあるなど、**開示された電源構成と実態の間に乖離が生じる蓋然性が高い**。

- ◇小売電気事業者が電源構成等の情報を開示する際に、明確な根拠なく算定することや、消費者の誤認を招きかねない方法で開示することは、**消費者の混乱を招くとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。**
- ◇そのため、開示を行う場合には、**小売電気事業者には適切な方法で開示することが求められる。**具体的には、例えば下記①～⑬のような算定及び開示の方法は、不適切ではないか。

## 問題となる算定・開示方法

### （1）一般的に問題となるもの

- ①電源構成によって、需要家が供給を受ける電力の質 자체が変わると誤認されるような表示を行うこと。
- ②開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと。
- ③電源構成等の情報について、割合等の数値及びその算定の具体的根拠を示さずに情報の開示を行うこと。
- ④原子力、石炭火力、ガス火力、水力、再エネ（F I T以外）、F I T電気、取引所から調達した電気など、電源の特性が大きく異なるものを合算して同種の電源として開示すること。（原子力、水力、再エネ等のゼロエミッション電源をまとめて表示する場合には、その内訳を表示していれば問題とならない）
- ⑤電源に関する情報が開示されている電気の卸売（常時バックアップを含む）を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報について、明示しないこと。（※常時バックアップについては、電源構成が開示されていない中にあっても、CO<sub>2</sub>排出係数の算定上は一般電気事業者の全電源平均を用いることとされており、電源構成についても同様の扱いとすることが考えられる）
- ⑥卸電力取引所から調達した電気について、どのような電気が含まれうるのか明示しないこと。また、そのCO<sub>2</sub>排出係数について、取引所で約定した事業者の実排出係数の加重平均で算定する方法以外の方法で算定すること。
- ⑦ある小売電気事業者が調達している電源を、他の事業者が電源構成に算入する、電源別メニューなどで特定の需要家向けに用いることとしている電源を、他の需要家向けの電源構成に算入するなど、「二重カウント」を行うこと。
- ⑧例えば昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと。（13ページ参照）

## 問題となる算定・開示方法（つづき）

（2）電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する場合（電源別メニューの提供等）においてのみ問題となるもの

⑨電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すことなく、過去の電源構成の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。

⑩電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、当年度の計画値をもって電源の割合を示した場合において、電源構成の実績値について事後的な説明を行わないこと。

（3）FIT電気を販売している場合においてのみ問題となるもの

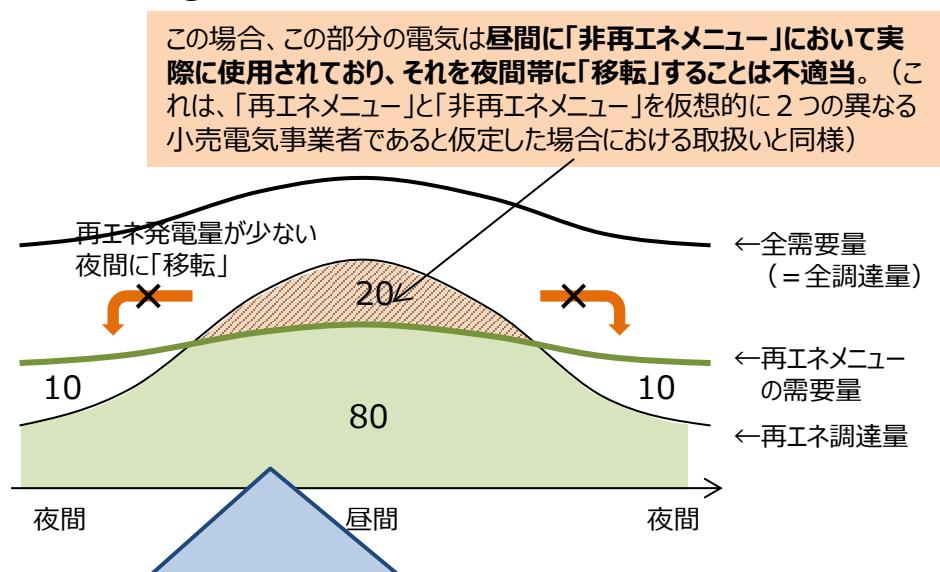
⑪FIT電気を販売している場合において、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いること。

⑫FIT電気について、「FIT電気」以外の曖昧な用語や消費者の誤認を招く用語を用いること。

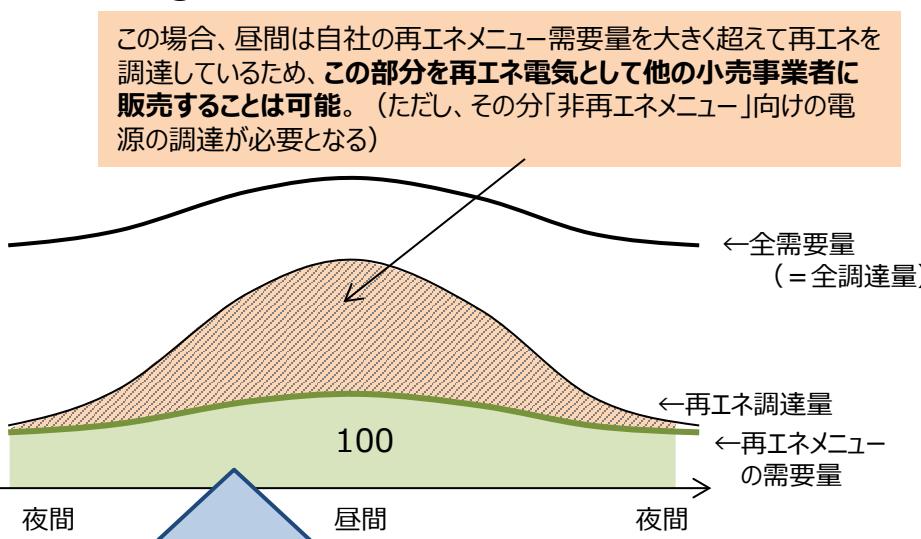
⑬FIT電気については賦課金を通じた国民全体の負担により導入が可能となっているものであり、費用負担やCO<sub>2</sub>排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なることに関する適切な注釈を付さないこと。

- ◇ 例えば昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成の算定を行うことは、a) 電気の供給実態と著しく乖離していること、b) 時間帯によって電気の価値が異なる点を無視していることから、不適当ではないか。
- ◇ なお、蓄電池や揚水発電については、実際に電気の充電・放電や、揚水・発電が行われているため、異なる時点間で発電電力量を移転したとして算定することに問題は無い。

## <具体例①>



## <具体例②>



- ◆ 上記のような「移転」する取扱いをしている場合、例えば「再エネメニューは再エネ100%」、「夜間も含め再エネで供給している」、などといった説明をすることは不適当。
- ◆ 他方、再エネ調達量(100)から昼間時間帯に「非再エネメニュー」に使用された量(20)を控除し、「再エネメニューは再エネ80%」という説明をすることは問題が無い。

- ◆ 上記の場合、「移転」する取扱いを行っていないため、「再エネメニューは再エネ100%」、「夜間も含め再エネで供給している」、などといった説明をしても問題は無い。

◇電源構成等の情報の開示の義務化については、①開示の目的が何か、②その目的を達成するために、義務化が適切な手段なのか、という2点を検討することが必要。検討に当たっては、以下のような点に留意することが求められるのではないか。

## 義務化の検討における留意点

【留意点①】開示義務化を電事法の体系下で措置するのであれば、その目的は、**電気事業法の法目的**（電気の使用者の利益の保護及び電気事業の健全な発達）と整合的でなければならぬのではないか。（※例えば再エネ普及など、他の法目的のために開示させるということにはならない）

【留意点②】情報の開示が行われないことによって**弊害や法目的の未達成が生じることが明らかな場合に限って、義務化という規制の創設が許容される**のではないか。また、仮に義務化する場合には、義務の内容は、事業者（特に小規模な事業者）の事業活動や事業者間の競争関係に及ぼす影響を考慮して**合理的な範囲に限定されなければならない**のではないか。

【留意点③】電力供給に関して消費者が求める情報には様々なものがあり、消費者のニーズが高い情報を開示しない事業者は市場で淘汰されるという見方もある。その中で**特に電源構成情報について開示を義務化することの必要性・妥当性**をどこに見いだすか。

【留意点④】開示義務を第2弾改正電気事業法の説明義務の一環として措置するのであれば、その内容は、同法の内容（小売供給契約を結ぼうとする際の供給条件についての説明）に即したものでなければならないのではないか。

【留意点⑤】小売電気事業者が開示義務を果たすために、発電事業者等に小売電気事業者への情報提供をさせが必要となる場合もあるのではないか。

## (参考) 表示に関するスキームを設けている他制度の概要

15

- ◇一般に、消費者の健康や安全の確保に関する情報は、表示の義務化になじみやすい。
- ◇それ以外の情報の開示については、任意の表示としつつ、不適当な情報開示の排除を行っている例もある（食品表示法に基づく有機食品や栄養機能食品の情報開示ルール）。

	表示に関する主な制度	制度の背景	義務化の目的
食品表示法 ※既存3法(JAS法、食品衛生法、健康増進法)の義務表示部分を一元化した法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国が定めた食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売の禁止</li> <li>②消費期限、原材料、添加物、生鮮食品に係る原産地、アレルゲン等の主要な事項について表示を義務づけ</li> <li>③有機食品、栄養機能食品に係る栄養成分の機能等について任意の表示を認めつつ、表示の際のルールを規定</li> </ul>	<p><u>食品を摂取する際の安全性の確保</u>や、自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し、食品に関する表示が重要な役割を果たしている。</p>	<p>①一般消費者の利益の増進 ②国民の健康の保護及び増進 ③食品の生産及び流通の円滑化 ④消費者の需要に即した食品の生産の振興</p> <p>※②～④については食品衛生法等による措置と相まって実現</p>
家庭用品品質表示法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭用品(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工芸品等)の表示の標準の設定</li> <li>②標準を遵守すべき旨の事業者への指示や命令</li> <li>③不適正な家庭用品表示についての措置に関する国への申出</li> </ul>	<p>家庭用品の品質表示についてルールが一般化されておらず、<u>市場に不適正な品質表示の製品が横行</u>し、消費者被害の発生する可能性が高い状況にあった。</p>	<p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、<u>一般消費者の利益を保護</u>すること</p>
住宅の品質確保の促進等に関する法律 ※品質表示を義務付けているものではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国による住宅性能の表示と性能評価方法に関する基準の設定</li> <li>②登録機関による性能評価書の発行</li> <li>③工事請負人が性能評価書を注文者に交付した場合は、その性能を有する住宅建設を請け負ったものとみなす</li> </ul>	<p><u>品質の相互比較が困難であり、表示の信頼性にも不安があり</u>、また、住宅供給者間の性能競争の動機が乏しかった。</p>	<p>①住宅の品質確保の促進 ②住宅購入者等の利益の保護 ③住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決</p>

1. 消費期限、原材料、添加物、生鮮食品や一定の加工食品に係る原産地、アレルゲン等、消費者の健康や安全の確保に関わる主要な事項については、表示を義務づけたうえで、表示の方法等に関するルールを詳細に規定。
2. 有機食品や栄養機能食品に係る栄養成分の機能等については、任意の表示を認めつつ、表示の際のルールを規定。  
※任意表示について、表示をすることが望ましいなどとする誘導措置は講じられていない。

(食品表示基準第7条・第12条【任意表示】加工食品の販売における規定の概要)

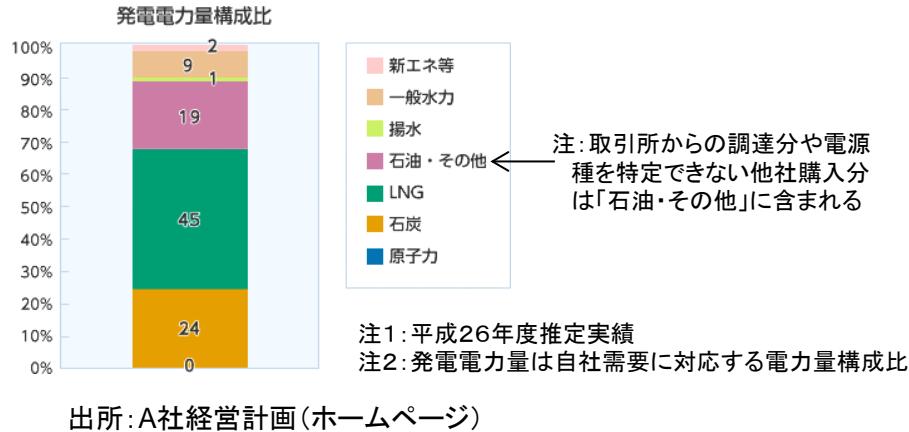
- ①特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合等を当該容器包装の表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。
- ②栄養機能食品にあっては、次に掲げる事項等を表示する。
  - ・栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称・機能
  - ・一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項
  - ・消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨
  - ・特定の対象者に対し注意を必要とするものにあっては、当該注意事項

# (参考) 現状で行われている電源構成等の開示の例

◇一般電気事業者をはじめ、一部の電気事業者は既に電源構成等の情報の開示を一定程度行っている状況にあるが（一般電気事業者10社は何らかの形で電源構成情報を開示している）、算定方法や表示の方法は事業者によって異なっている。

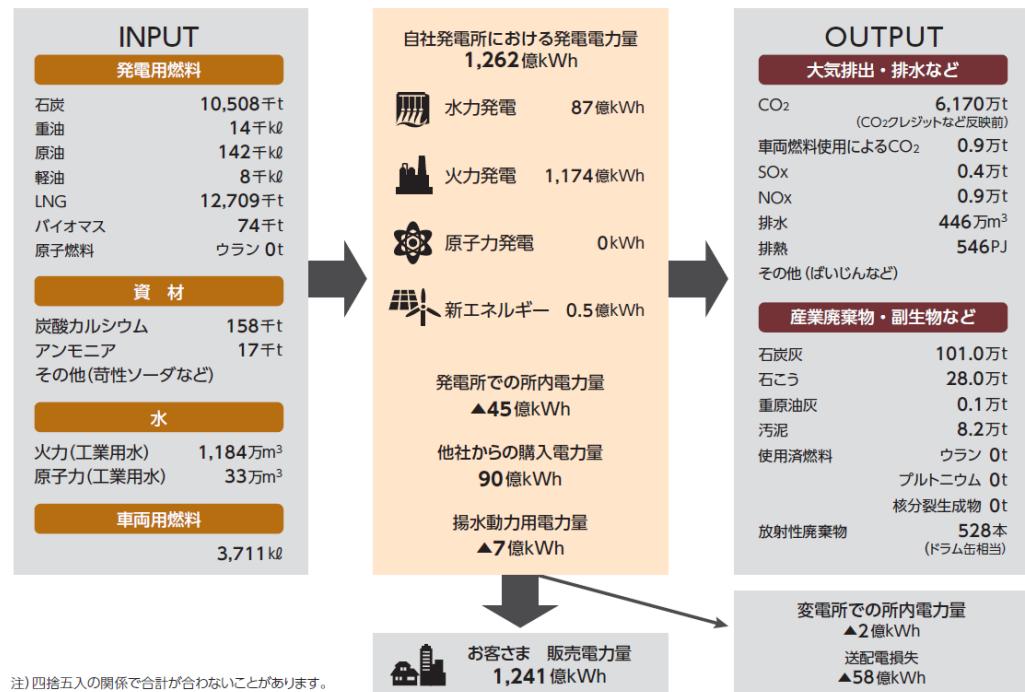
## 電源構成情報の開示の例

### 例1：一般電気事業者A社



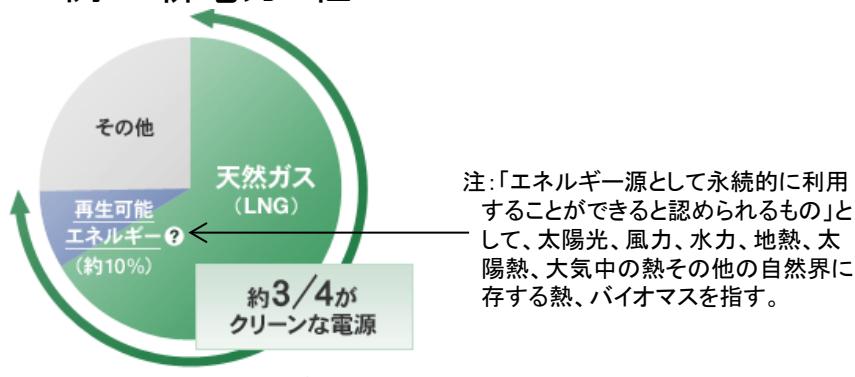
注:取引所からの調達分や電源種を特定できない他社購入分は「石油・その他」に含まれる

### 例3：一般電気事業者C社



注) 四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。

### 例2：新電力B社



◇小売電気事業者による電源構成等の開示の義務化については、制度設計WGにおける委員からの御指摘を踏まえ整理したところ、法制度面において以下のような論点が存在。

## 法制度面における論点

### (1) 第2弾改正電事法の説明義務を根拠とした開示義務について

- ・第2弾改正電事法における説明義務・書面交付義務は、小売電気事業者等を対象に、小売供給契約を結ぼうとする際に供給条件についての情報提供（説明や書面交付）を行うことを義務付けているもの。
- ・特定の電源構成等を特性として供給することを条件とする場合には、当該特性の内容等につき説明義務・書面交付義務を課す必要があるが、**電源構成等について特段の条件を付していない場合には、そもそも電源構成等は個別の契約における「供給条件」ではなく、したがって現行法においては同義務を課す根拠は無いのではないか。**

（備考）事業者の登録番号や連絡先など、供給条件ではないものの需要家保護の観点から不可欠な事項について説明義務を課すことは妨げられておらず、実際に省令においてこれら事項を説明すべき事項として定めているところ。

### (2) 消費者契約法の規定との関係について

- ・消費者契約法上の「重要事項」に該当する事項について、その不実告知又は不利益事実の不告知が行われた場合、契約の取消し等の効果が生じる。
- ・**消費者契約法においては、事業者が消費者契約を締結するに当たって行う消費者への情報提供は、あくまで努力義務とされており、仮に電源構成が同法上の「重要事項」に該当したとしても、単に情報提供をしなかつただけで契約の取消し等の効果が生じるものではない。なお、消費者契約法上の情報提供義務については、現在義務化への見直しの議論が行われているところ。**

（備考）消費者契約法の「重要事項」は、契約の目的となるものの①質、用途その他の内容、又は、②対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいうとされている。

- ◇小売全面自由化後は、電気と他の商品のセット販売を行う事業者などの多様なサービスを提供する事業者が現れることが想定される。
- ◇小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法）」を説明し、交付書面に記載しなければならないが※、セット販売における料金説明の在り方をどう考えるべきか。

※法第2条の1 3第1項及び第2項、小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項第7号及び第8項

- ◇例えば電気と他の商品のセット販売を行う場合、「電気と他の商品のセットで毎月 ●●円割引」といった料金メニューが設定されることも想定されるが、料金内訳を明示させることが自由な商品開発の妨げになることも考えられる。このことを踏まえれば、常に電気料金と他の商品の料金をそれぞれ明示させることが適当とは言い切れない。
- ◇一方、電気通信事業法においては、電気通信役務とそれ以外の役務とをセットで提供する場合、両者の料金を区分せずに設定することが他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こす可能性がある行為としてガイドライン（電気通信事業分野における競争の促進に関する指針）上明記されており、電気事業法においても、事業者間の比較可能性を高めるため、電気料金部分の明示を求めるべきであるとの考え方採りうる。
- ◇なお、小売電気事業者が、経済産業大臣等に対し定期的に行う報告※においては、電気とそれ以外の役務提供に割引額を振り分けた上で売上高を報告する必要がある。※電気関係報告規則を今後改正

【参考】小売電気事業の登録の申請等に関する省令（抄）  
(供給条件の説明等)

第三条 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。（略）

一～六 （略）  
七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）  
八～二十五 （略）  
2～13 （略）

## 2. 営業・契約の形態 (小売営業に関するビジネスモデルについて)

---

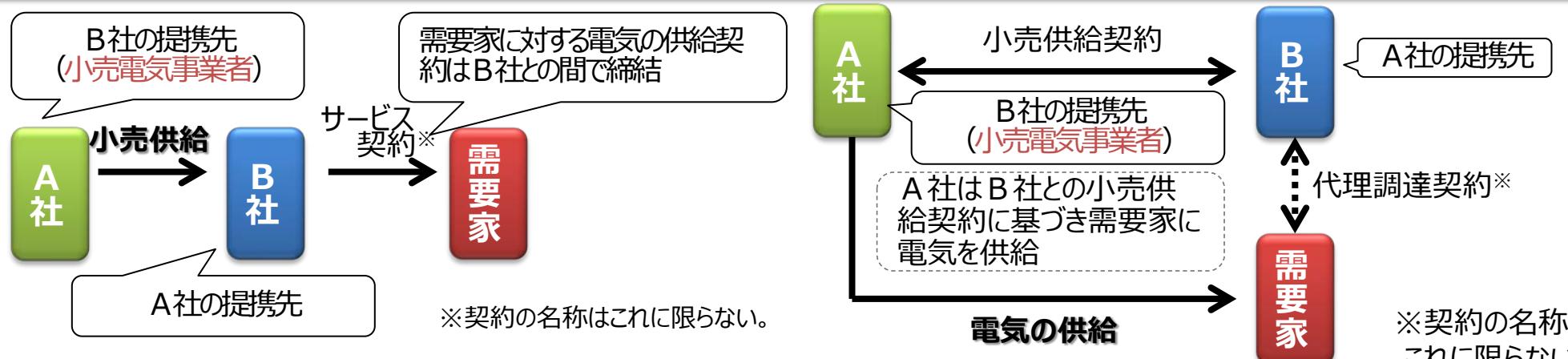
◇小売全面自由化に向け、事業者による新たなビジネスモデルの創出が想定されており、制度設計WGにおいては、事務局より、こうした新たなビジネスモデルのうち、問題になると考えられる具体的な事例を提示（下図参照）の上、以下のような考え方を示したところ。

- 小売ライセンスを有していない事業者が需要に応じ電気を供給すること（左図）については、（契約の名称が小売供給契約でなくとも）許容すべきでない（無登録営業として罰則の対象となりうる）。
- 小売電気事業者から需要家の敷地内で供給を受けた電気を、当該需要家に再販・転売すること（左図）については、（ライセンスの有無にかかわらず）許容すべきでない（電気の需要実態がなく、需要家保護の観点からも許容し得ない問題があるため、無登録営業や業務改善命令等の対象となる。）。
- 実際の電気の使用者でない者（右図のB社）が需要家に代わり当該者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該者（右図のB社）に書き替え、小売電気事業者と小売供給契約を締結すること（右図）については、原則として許容すべきでない（上記の例と同様の問題が生じる。）。

◇事務局より提示した「許容されないビジネスモデル」については、パブコメで様々な御意見を聴いた上で、ガイドラインにおいて規定する（ただし、既に実施されているものについては、需要家への影響も考慮し、一定の配慮を行う。

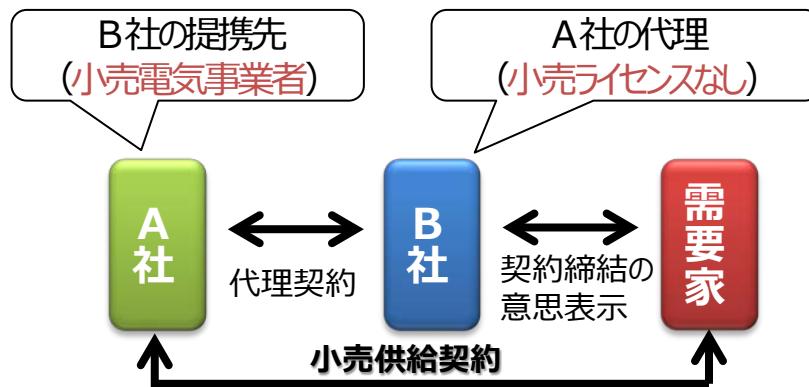
## ⇒【論点1】

◇また、あらゆる名義変更が許容されないということではなく、需要家（実際の電気の使用者）と名義変更を行う者の間に親子関係など一定の特別な関係が認められる場合は例外も認められるものとする。⇒【論点2】



◇小売電気事業者のライセンスを有しない者が、需要家への説明義務等を負うことを前提に、小売電気事業者の代理として、当該小売電気事業者と需要家との小売供給契約の締結の代理を行うこと、及び、小売供給契約の締結の「媒介」又は「取次ぎ」を行うことは許容される。⇒【論点3、4】で適用ルール等について議論。

## ＜小売供給契約の締結の「代理」のイメージ＞

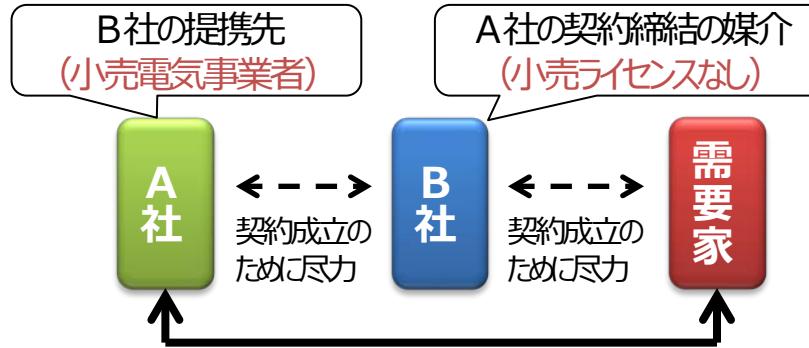


【参考】電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）※第2弾改正後  
(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

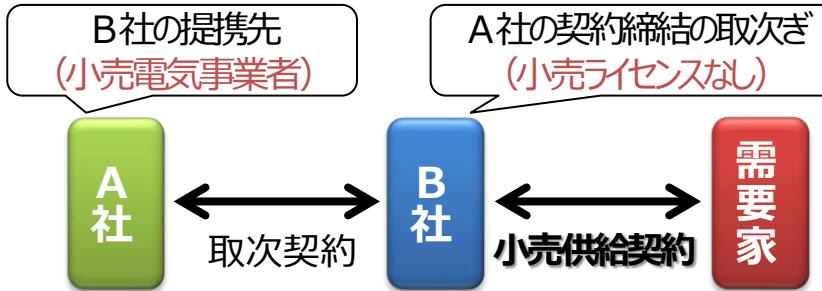
2・3（略）

## ＜小売供給契約の締結の「媒介」のイメージ＞



「媒介」：他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為

## ＜小売供給契約の締結の「取次ぎ」のイメージ＞



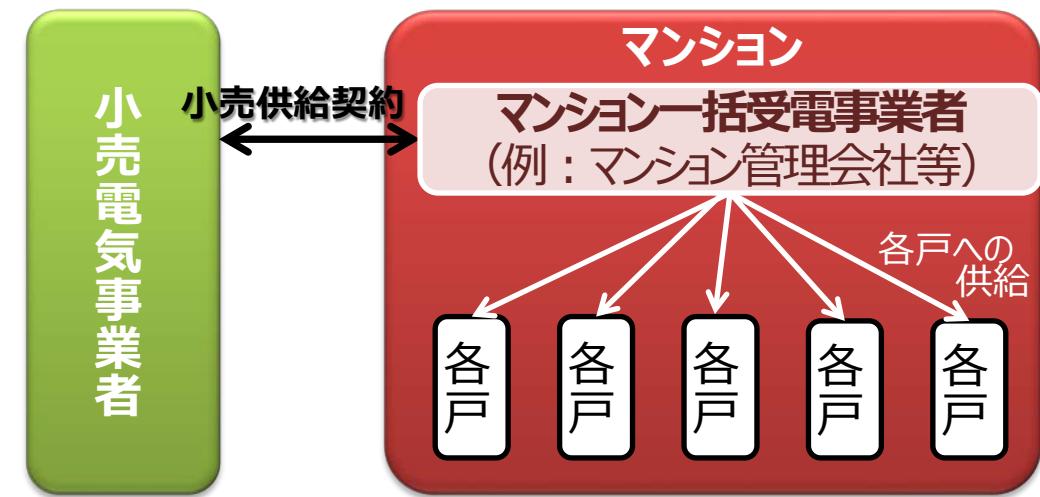
「取次ぎ」：自己の名をもって他人の計算において、法律行為をすることを引き受ける行為

◇現行の電気事業法上許容されている「マンション一括受電」については、第2弾法上も許容されるものであるが、供給先各戸の保護の観点から、一括受電事業者が各戸へ供給条件等の説明などを適切に行うべきことをガイドラインで位置付けることとする。

◇今後新たなビジネスモデルとして想定される需要家代理モデル（注）については、小売電気事業者と需要家の間で小売供給契約が締結され、当該小売電気事業者が第2弾法の規制対象となることから、許容する（こうしたビジネスモデルの場合も需要家と代理契約を締結する代理事業者が需要家に対し、小売供給の供給条件等の説明等を適切に行うべきことをガイドラインで位置付ける。）。

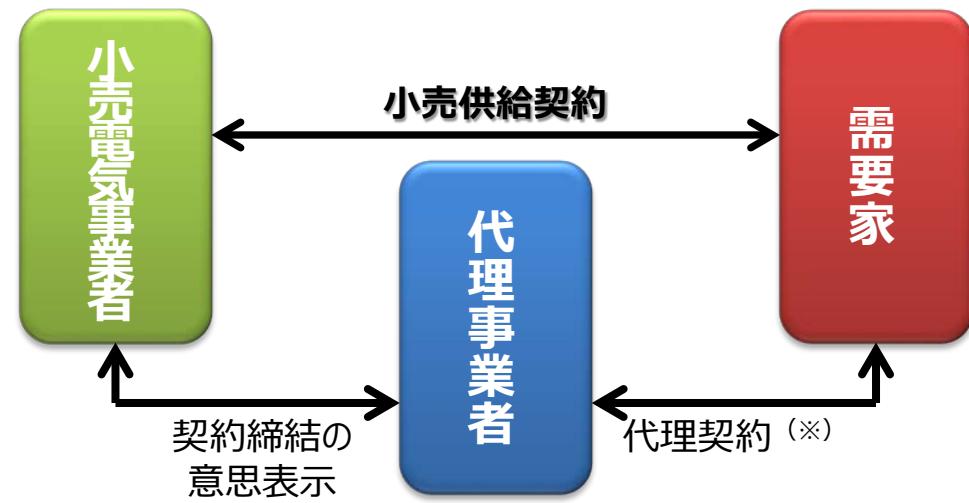
（注）需要家に代わって、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらすビジネスモデル。

### 【マンション一括受電モデル】



受電設備の所有や維持・管理を行うなど、受電実態を有するマンション一括受電事業者がマンション各戸に供給する行為は、マンションという一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上、非規制。

### 【需要家代理モデル】

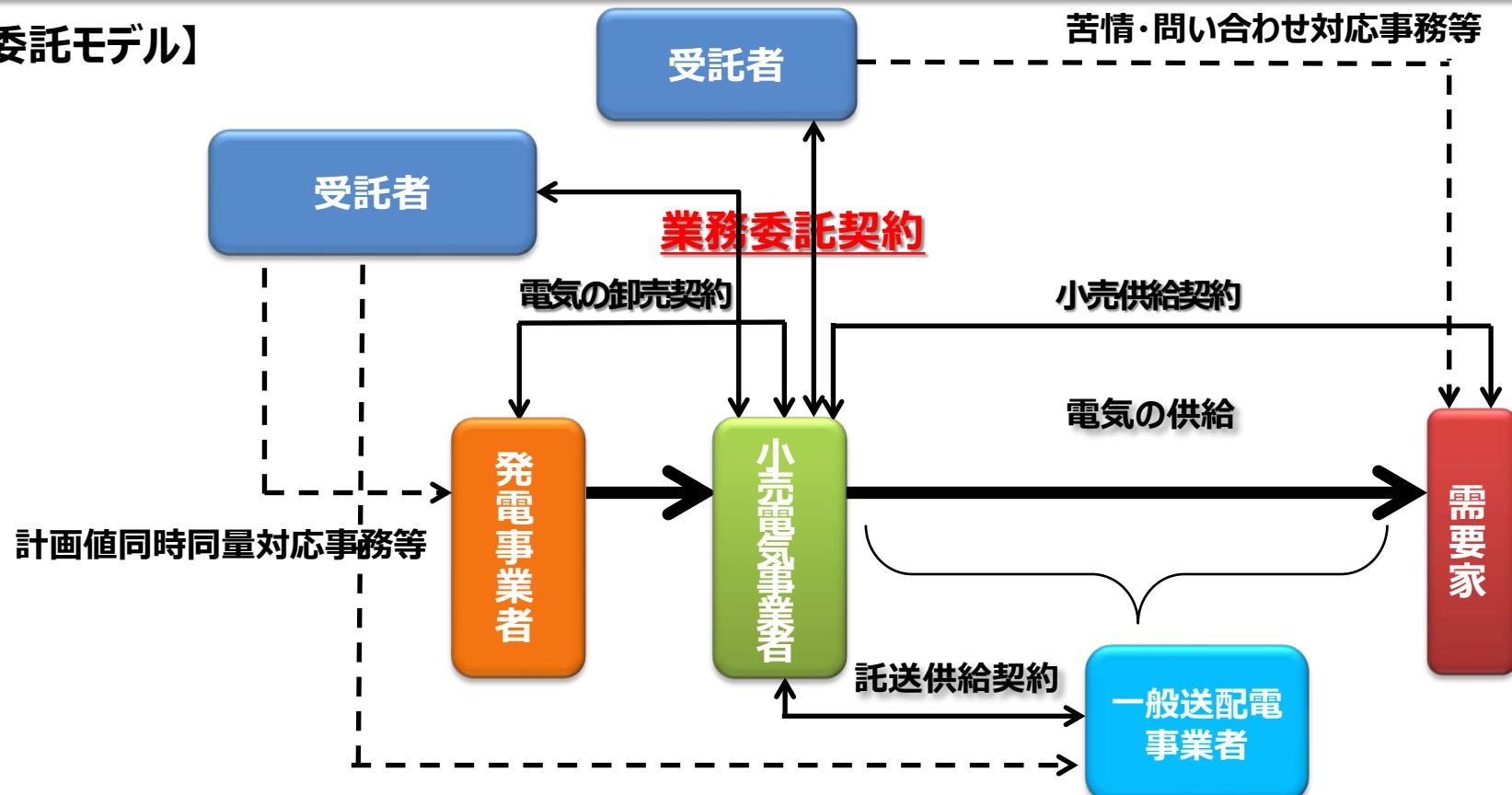


アグリゲータはあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体は小売電気事業者と需要家。  
 （※）こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

◇供給能力の確保や需要家からの苦情や問い合わせ対応、計画値同時同量制度への対応など小売電気事業者として必要な対応については、他の事業者への業務委託等によることなど小売電気事業に参入する者の利便性にも配慮した措置を当該小売電気事業者の責任において講ずることを認めるものとする。

※なお、小売電気事業者としての業務を委託する場合であっても、電気事業法上、①小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと、②小売電気事業者が自ら送配電事業者と託送供給契約を締結すること、がそれぞれ必要であり、かかる主体を他の者に変更することはできない点には留意が必要。

### 【事業委託モデル】



- ◇事務局より提示した「許容されないビジネスモデル」については、自由化部門において既に実施されている例が存在する。
- ◇このような事例は、すみやかに是正されることが望ましいが、他方で、既に需要家への供給を行っている契約形態を即時に変更することを求めては、契約関係に混乱が生じるなどによって、需要家に影響が生じるおそれがある。
- ◇そこで、自由化部門において既に実施されているものについては、需要家への影響も考慮し、以下のような配慮をすることとしてはどうか。

※「許容されないビジネスモデル」が電気事業法上許容されることは、既に第13回制度設計WGで示されているところであるから、これから「許容されないビジネスモデル」に該当する契約を締結することや、「許容されないビジネスモデル」に該当する既存契約の期間延長・更新等を行うことは許容されない。

## 既に実施されているもののへの配慮

- 既存契約の契約期間が終了するときに契約の切替えを行うこととすれば、既存契約の変更を行わずに契約関係を適正化することができ、需要家への影響を抑えることが可能。
- 一方で、契約期間が長期間残っているからといって、長期間にわたり「許容されないビジネスモデル」のまとることを許容すべきではない。
- この点、一定の準備期間があれば、需要家への影響を抑えつつ、既存契約の切替えを行うことも可能。



「許容されないビジネスモデル」に該当する自由化部門の既存契約については、既存契約の契約期間が満了するとき（契約期間が長期間残っている場合は、契約満了を待たず3年以内程度）に契約関係のはざめを求めるとしてし、事業者に対する報告徴収等を通じて是正の状況を確認していくこととしてはどうか。

※なお、需要家が希望する場合には、需要家への影響を考慮する必要はないとから、切替えに応じることが求められる。

- ◇需要家の名義変更については、原則として「許容されないビジネスモデル」に該当することとなるが、あらゆる名義変更が許容されないということではなく、需要家（実際の電気の使用者）と名義変更を行う者の間に、一定の特別な関係が認められる場合は、例外的に許容されるものとする。
- ◇具体的には、以下のような場合に限って許容されることとしてはどうか。

### 「一定の特別な関係」の考え方

- 電気事業法上、「需要」とは、基本的に最終的な電気の使用者や受電実態を有する者など、物理的に電気の需要の実態があることを前提としており、使用実態のない者による名義変更は原則として許容されない。
- しかし、まさに電気を使用している者のみならず、社会通念上、当該者の電気の使用を自己の電気の使用と認められるだけの「一定の特別な関係」がある者が存在する場合も例外的に存在する。

まさに電気を使用している者と異なる者が契約者となっている場合であっても、関係性（親子関係にあるか、親子会社関係にあるか等）や電気代の実質的な負担者等から総合的に判断し、社会通念上、契約者を電気の使用者と認められるだけの「一定の特別な関係」がある場合に限って、例外的に許容されることとしてはどうか。

### 一定の特別な関係が明らかに認められない例

- ✓ 自社の会員である以上の関係の無い者の自宅の契約者となる場合
- ✓ 取引先である以上の関係の無い者の事業所の契約者となる場合

## 【論点3】「取次ぎ」モデルについて①

- ◇電気事業法上、小売電気事業の登録を受けずに、小売電気事業者の計算において、小売供給契約の締結の「取次ぎ」を行うことは許容される。  
※一方、需要家の計算において小売供給契約の締結の「取次ぎ」を行うことは、電気事業法上、許容していない。
- ◇ただ、小売供給契約の締結の「取次ぎ」を行う際には、以下の点を確保することが必要である。

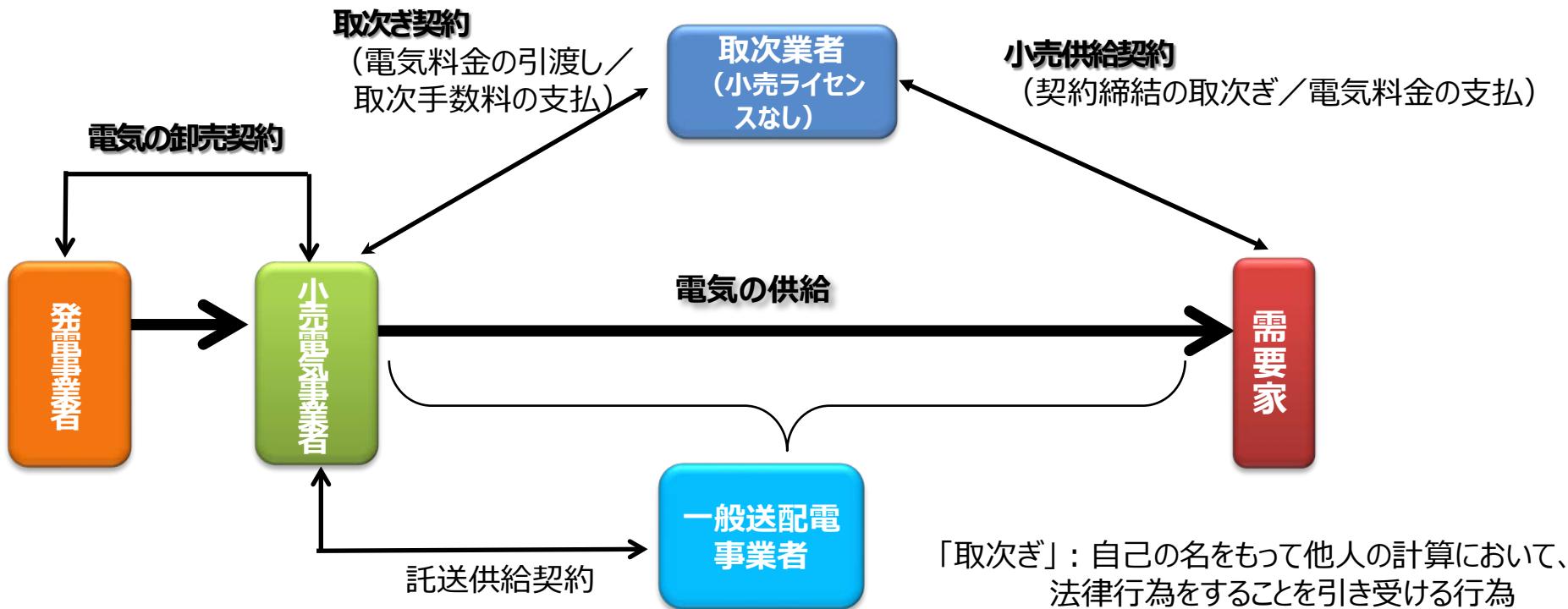
### 「取次ぎ」を行う際に確保すべき事項

- 小売供給の主体は小売電気事業者であるため、託送契約は小売電気事業者が締結すること。
- 取次事業者は、小売電気事業者の名称を説明する等、説明義務を適切に遵守すること（法第2条の13第1項）。特に、電気の供給を行うのは、取次事業者ではなく小売電気事業者であることについて、誤解を生じさせないよう注意して説明すること。
- 小売電気事業者としての義務（供給能力の確保（法第2条の12第1項）や苦情等の処理（法第2条の15）等）は、小売電気事業者が負うこと。  
※小売電気事業者が苦情等の処理の責任を負うことを前提に、取次業者も苦情等の処理を行うことは妨げられない。
- 順次取次ぎ（取次業者がさらに他の者に取次ぎを委託すること）、需要家側の取次ぎは認められること。
- 小売電気事業者は、取次ぎ契約により需要家が不測の損害を受けないよう、十分な需要家保護策をとること。  
※例えば、以下のような需要家保護策をとることを、取次ぎを委託する小売電気事業者に求めることとしてはどうか。
  - ①取次事業者の債務不履行等を理由とする取次ぎ契約の解除による不利益を需要家に負わせることのないよう措置すること  
(このような場合、小売電気事業者が従前と同等の契約を需要家と直接契約することを契約上担保すること等)
  - ②契約内容の変更や解約等について、取次事業者に迅速に対応させること
  - ③需要家から、小売電気事業者に直接契約内容の変更や解約等の申出があった場合にも、取次事業者と連携して迅速に対応を行うこと

## 【論点3】「取次ぎ」モデルについて②

### 【取次ぎモデル】

※電気事業法上、需要家への説明義務・  
書面交付義務を負う



※需要家側の取次ぎは、電気事業法上、許容していない。

- ◇ 小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を行うものによる様々な営業活動が予想されるが、その中で、あたかも自己が電気の小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性もあるところ。
- ◇ 媒介等を業として行う者の営業活動について、どのように考えるべきか。

### 媒介、取次、代理を業として行う者の営業活動

- 実際に小売供給を行い、小売電気事業者としての義務を負うのは小売電気事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介等をしようとするときは、小売電気事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（法第2条の13第1項、小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項第1号及び2号）。
- 電気事業法においては、本来自由である営業活動について、需要家が契約条件を十分に理解した上で契約を締結できるようにする観点から説明義務を定めているものであり、説明義務によって需要家保護を図ることが法の趣旨にかなう。
- もっとも、一定の説明をしたとしても、媒介等を業として行う者の営業活動により誤解が生じているような場合には、需要家が十分に理解しない契約を締結してしまうおそれがある。

 媒介等を行う事業者の需要家に対する説明義務については、当該説明のみならず、当該事業者の営業活動もあわせて勘案し、総合的に、需要家が実際に小売供給を行うのは小売電気事業者であることを十分に理解できるものかについて判断することとしてはどうか。

※なお、虚偽の営業活動が許容されることは当然である。

## 媒介、取次、代理を業として行う者の営業活動の例

【具体例】「〇〇」というブランド名を有するA社が、B電力の代理店や取次店などとして営業活動を行う場合のテレビCM、Web広告、チラシ等の見出し記載

### 原則として許容されるか

※ただし、説明義務についてはこのような営業活動も勘案し、総合的に、需要家が実際に小売供給を行うのはB電力であることを十分に理解できる説明がされたか判断する。

〇〇電気  
B電力の電気を供給します  
or  
powered by B電力

〇〇電気

### 許容されない

※ A社は代理店等であり、電気の供給を行わないため、虚偽の営業活動にある。

〇〇電気  
A社の電気を供給します

【参考】第2弾改正電気事業法（昭和39年法律第170号）  
(抄)

（供給条件の説明等）  
第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2・3 (略)

【参考】小売電気事業の登録の申請等に関する省令（抄）  
(供給条件の説明等)

第三条 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

- 一 当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
- 三～二十五 (略)
- 2～13 (略)

### 3. 契約の内容について

---

- ◇自由化後においては、契約内容については**当事者間の合意に基づき自由に定められることが原則**（経過措置料金等を除く）。
- ◇ただし、消費者と事業者との間で情報の質・量や交渉力に差があることなどを踏まえると、**消費者利益を著しく損ねるような不当な契約内容**については、**適正化を図る必要があるのではないか**（下記（1）～（3）参照）。

## 契約内容に関する検討事項

### （1）電気料金の設定方法の明確化

【第13回制度設計WGでの事務局提案】

需要家が料金水準の適切性を判断しやすいよう、電気料金の算出方法を明確に定めないこと（「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど）を電気事業法上「問題のある行為」と位置付けることとしてはどうか。

（備考）上記提案は算出方法を明確に定めないことを「問題のある行為」として位置付けるというものであり、例えば、何らかの明確な算式に基づき取引所価格に連動する形で電気料金を定める契約などについては問題が無いと考えられる。

詳細論点

- ・電気とガス・通信などのセット販売を行う場合においては、**電気料金と他の商品・サービスの料金が一体化している料金メニューも想定されるところ、その中の「電気料金」部分をどこまで明確にすることを必要と考えるか。**  
(19ページのセットメニューに関する説明義務の論点とも関係)

## 契約内容に関する検討事項（つづき）

### （2）不当な解約制限に関する事項

【第13回制度設計WGでの事務局提案】

解約の申出に応じないことや、不当に高額の違約金など契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を設けることは、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

詳細  
論点

- ・解約の申出に応じないとまでは言えないものの、実質的に解約を妨げようとする以下のような行為について、どう考えるか。
  - ①解約手続の方法を明示しないこと
  - ②解約の申出に速やかに対応しないこと
  - ③解約が制限される期間が非常に長期である契約を結ぶこと
  - ④特定の契約更新月以外で解約した場合には高額の違約金が生じるような契約を結ぶこと

### （3）特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給に関する事項

【第13回制度設計WGでの事務局提案】

特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給は、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

詳細  
論点

- ・不当に安い価格の具体的水準についてどう考えるか。

## 4. 苦情・問い合わせへの対応

---

- ◇消費者保護を図るため、第2弾の改正電気事業法において、小売電気事業者は需要家からの苦情・問い合わせに対して適切かつ迅速に対応することが義務付けられている。
- ◇このうち、停電に関する問い合わせについては、小売と送配電の双方とも関連するため、どのように対応すべきかが論点となるが、下記（2）のような整理としてはどうか。

## 苦情・問い合わせに関する検討事項

- (1) 苦情・問い合わせへの適切かつ迅速な対応【法律で規定済み】
- (2) 停電に関する問い合わせへの対応

### 【第13回制度設計WGでの事務局提案】

停電に関する問い合わせについては、託送供給に関するものであったとしても、小売電気事業者が情報提供を行うことが適当であり、以下のような位置付けとしてはどうか。

#### 1) 送配電要因であることが明らかな停電への対応

送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合には、送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が需要家への問い合わせに対応することを、「望ましい行為」と位置付け。

#### 2) 原因が不明な停電への対応

小売電気事業者が停電の状況に応じて適切な助言を行うとともに(ブレーカーの操作方法の案内等)、それでも解決しない場合に原因を特定するには送配電事業者や電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することなどを、電気事業法上「望ましい行為」と位置付け。

また、小売電気事業者が問い合わせに応じないこと(需要家の相談に乗らない、送配電事業者の連絡先を需要家に伝えないなど)を、電気事業法上「問題のある行為」と位置付け。

(備考) 上記（2）は需要家から小売電気事業者に対して問い合わせがあった場合における小売電気事業者の対応について整理しているものであり、需要家が送配電事業者に直接問い合わせることを否定するものではない。

## 5. 契約の解除

---

- ◇契約の解除については、需要家本人が知らない間に契約が解除された場合には電気の供給が止まることから、**需要家側から解除の申出があった場合**であっても**本人確認を適切に行うことが重要**。また、解除の申込を受けた**小売電気事業者が解除に円滑に応じることも重要**。（下記（1）参照）
- ◇また、料金不払いなどにより**小売電気事業者側から契約を解除しようとする場合**については、消費者に混乱を来さないよう、**消費者への十分な事前通知などが行われることが必要となる**。そのためのルールについては、これまでの制度設計WGでの議論も踏まえ、以下（2）のような整理としてはどうか。

## 契約の解除に関する検討事項

### （1）需要家の発意による契約解除時の手続に関する事項

#### 【第13回制度設計WGでの事務局提案】

小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際には、これが小売供給契約の相手方からの申込であることを適切な方法により本人確認すべきであり、これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解約手続を行うことは、需要家の利益を阻害するものであり、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

（備考）広域機関が定める「スイッチング支援システムに関するルール」において、スイッチング支援システムを介して廃止の取次を行う際は、従来供給していた小売事業者が行う本人確認を、契約番号、契約名義、住所を用いて行うことと、具体的に定められる予定。



需要家の意に反した過度な「引き留め営業」が行われないよう、契約解除の申込を受けた小売電気事業者が解除に速やかに応じないことを「問題のある行為」としてはどうか。

（※）広域機関の「スイッチング支援システムに関するルール」においても、スイッチング支援システムを介して廃止の取次を行う際は、従来供給していた小売電気事業者は切替えに必要な廃止取次の手続を極力速やかに実施することと定められる予定。

## 契約の解除に関する検討事項（つづき）

### （2）小売電気事業者の発意による契約解除時の手続に関する事項

#### 【第13回制度設計WGでの事務局提案】

小売供給契約の解除について、例えば以下の措置を取ることなどによる適切な対応を怠ることを、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」(業務改善命令の対象となる可能性のある行為)と位置付けてはどうか。

- 1) 小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと
- 2) 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)を申し込む方法があることを説明すること
- 3) 小売契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行うこと

## 參考資料

---

# (参考) EU指令における小売営業に関する各種ルール

## 欧洲議会及び理事会の指令 (2009/72/EC)

### 【指令本文（抜粋）】

- (1) 加盟国は、すべての家庭及び中小企業の需要家が、自国内でユニバーサルサービス受け得ること（一定の品質を有し、適切で透明かつ明確な比較性を有し、透明かつ非差別的な価格の電力の供給を受ける権利）を確保すること。
- (2) 加盟国は、①需要家が供給者変更を希望する場合に3週間以内に実現すること、②需要家が電力使用データ入手する資格があること、の2点を、非差別的に確保すること。
- (3) 加盟国は、弱者保護（とりわけ難局にある需要家への供給遮断の禁止）などの需要家保護について、適切な対応を取ること。また、需要家が容易に供給者の切替えができるようにせねばならず、少なくとも家庭向け供給については附属文書1に掲げられた方策が含まれるべき。
- (4) 加盟国は、供給事業者が、請求書又はその添付書や広告において、以下のことを表示することを確保する。なお、①、②については、取引所やEU域外からの調達分については、合算した値での表示も可能。
  - ①理解しやすく国内レベルで明確に比較可能な方法による、前年の全エネルギー源構成に占める個々のエネルギー源の比率
  - ②環境影響について公表されているホームページ等の情報源（少なくとも前年のCO<sub>2</sub>発生量及び放射性廃棄物量を含む）
  - ③紛争が生じた場合に利用できる紛争解決手段に関する情報

他

### 【附属文書1（抜粋）】

指令本文第3条で言及されている加盟国が取る方策の具体的な内容

- (1) 需要家が以下の項目が特定された電力供給契約を結ぶ権利を有することを確保すること。なお、これらの情報は契約の締結に先立って示されることが必要。
  - ①供給者の名称と所在地
  - ②提供されるサービス、サービス品質の水準、供給開始時期
  - ③提供されるサポートサービスの種類
  - ④適用される電気料金とサポート料金に関する最新情報を入手することができる手段
  - ⑤契約期間、供給及び契約についての更新・終了の条件、何らかの料金請求無しに契約から離脱することが認められているかどうか
  - ⑥契約されたサービス品質が達成されていない場合（請求の誤りや遅れを含む）の補償や返金についての決まり
  - ⑦紛争解決手段を開始する方法
  - ⑧消費者の権利に関する情報
- (2) 需要家が、契約条件の変更に当たっての説明を受けるとともに、その場合に契約から離脱する権利についての説明を受けることを確保すること。
- (3) 需要家が、適用を受けることのできる料金や、標準的な契約条件に関する情報を与えられること。

他

(注) EU指令上は罰則等による開示の担保までは加盟国に対し求めていない。実際、ドイツにおいては、(4)の開示義務違反に対する罰則等は設けられていない。

# (参考)「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における 小売営業に関する各種ルール

## 1. 電気通信事業者一般について問題となる行為

### (1) 料金その他の提供条件の設定等に係る行為

- a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき
- b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき
- c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき  
(例)
  - ・利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約。
- d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき  
(例)
  - ・取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。
  - ・割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。
  - ・役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

e 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ・競争事業者が存在する業務区域において、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく、他の区域に比べて低い料金、割引料金など当該競争事業者との間に不当な競争を引き起こし利用者利益を阻害するような有利な提供条件を設定すること。
- ・独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ・競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ・競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ・自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約。
- ・電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。

※下線部は電気通信事業法上、業務改善命令の対象事由として規定されているもの（次頁も同じ）。  
一方、電事法上は業務改善命令の対象事由についてここまで詳細には定めていない。

# (参考)「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における 小売営業に関する各種ルール

## 1. 電気通信事業者一般について問題となる行為（つづき）

（前頁からの続き：e の具体例）

- ・契約において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ・社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約。
- ・新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約。

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

### （2）顧客と他の事業者との取引との妨害等に係る行為

以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるととき

（例）

- ・利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。
- ・利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。
- ・利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。

# (参考)「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における 小売営業に関する各種ルール

## 2. 市場支配的な電気通信事業者について問題となる行為

### (1) 料金その他の提供条件の設定等に係る行為

#### ●独占禁止法上問題となる行為(※)

① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注40）。

(注40) 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される((1)ア及び(2)アにおいて同じ)。

② その提供に要する費用（注42）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

(注42) 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

③ 自己又は自己の関係事業者（※）のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不當に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注43）。

(※) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与える事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注43) 競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不當な行為に該当しない。

※独占禁止法上問題となる行為：指針上「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」が対象とされている。

# (参考)「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における 小売営業に関する各種ルール

## 2. 市場支配的な電気通信事業者について問題となる行為（つづき）

### (2) セット提供に係る行為

#### ア 独占禁止法上問題となる行為(※)

- 自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

#### イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者(※)が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）。（中略）さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

#### （例）

- 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

### (3) 顧客と他の事業者との取引との妨害等に係る行為

- ① 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額の違約金の支払を請求し、又は他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

※ 独占禁止法上問題となる行為：指針上「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」が対象とされている。  
 ※ 市場支配的な電気通信事業者：電気通信事業法に基づき総務大臣が指定した事業者に対する非対称規制であり、そのような規制がない電事法とは事情が異なる。